公示送達

岡山県南広域都市計画事業大供周辺土地区画整理事業の書類の送付に代える公告について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による当該事業の下記に記載する者に対する仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を下記のとおり公告します。又、同内容を当該事業地区内に掲示している旨を公告します。

平成 23 年 11 月 21 日

岡山県南広域都市計画事業
大供周辺土地区画整理事業
施行者　岡山市
代表者　岡山市長　髙谷　茂男

1　従前の土地　岡山市北区大供本町517番１
　送付を受けるべき者の最後の住所・氏名
　尾道市十四日町515番地　小山　奇一
　岡山市並木町一丁目３番地　藤原　　卓
　岡山市上中野154番地　前田　平衛
　岡山市西古松45番地　大守　正市
　岡山市西古松117番地　大守　重治
　岡山市西古松66番地　西村　幸正
　児島郡藤田村六区　黒崎　　毅
　神戸市兵庫区湊川町三丁目41番地の８　小橋平四郎
　岡山市西古松10番地　西村半九郎
2　従前の土地　岡山市北区大供本町514番５
　送付を受けるべき者の最後の住所・氏名
　岡山市西古松10番地　西村半九郎
　岡山市西古松117番地　大守　重治
　岡山市西古松195番地　坪田金次郎
　岡山市上中野154番地　前田　周吉
　岡山市西古松496番地　小山　奇一
　上道郡九蟠村大字九蟠４番地　小山　　豊
3　通知の内容
　同法第99条第２項の規定による仮換地の使用又は収益を開始することができる日

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

山梨県富士吉田警察署長
司法警察員警視　小林　雄治

平成22年第824号窃盗被疑事件（第１号）　１．両替機（株式会社ＢＯＳＴＥＣ製、形式ＧＳＣ－006Ａ）１台

旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表に係る公告

旅行業法第17条第２項、旅行業者営業保証金規則第３条第１項、第２項及び第４項の規定により次のように公告します。

平成 23 年 11 月 21 日　　岡山県知事　石井　正弘

1．権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　株式会社トラベルワン
岡山市北区西古松二丁目２番27号
2．前号の旅行業者の登録番号　岡山県知事登録旅行業第３－248号（平成22年３月２日登録抹消）
3．第１号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための意見聴取会の期日及び場所　平成23年11月28日（月）　午後１時30分　岡山県産業労働部観光課内
4．第１号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための仮配当表
弁済限度額　3,000,000円
権利の実行の申立の内容

申出者	旅行業者であるか否か	申出額	債権認定額	配当額	手数料	払渡し額
西澤　尚美	ある	3,608,600円	3,608,600円	3,000,000円	44,064円	2,955,936円
岡山県知事	登録行政庁	—	—	—	—	44,064円

※旅行業者営業保証金規則第11条第２項の規定により、還付の手続きに要した費用（上表の各手数料の合計）については岡山県知事に支払うこととする。

旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表に係る公告

旅行業法第17条第２項及び旅行業者営業保証金規則第４条第１項の規定により次のように公告します。

平成 23 年 11 月 21 日　　大阪府知事職務代理者　大阪府副知事　小河　保之

1　権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　㈱ＦＡＩＲＷＡＹ　大阪府大阪市北区西天満四丁目９番12号リーガル西天満ビル
2　前号の旅行業者の登録番号　大阪府知事登録旅行業第３－2383号（平成23年５月27日登録抹消）
3　第１号の旅行業者の営業保証金の権利実行のための配当表
⑴　弁済限度額　3,000,000円　①
⑵　権利の実行の申立等の総額　4,618,097円　②
⑶　配当の割合　上記⑴／⑵　（約64.96％）
⑷　営業保証金の還付手続に要する費用（予定）　77,624円　③
⑸　申出者等の人数　10人
⑹　各申出者等への配当額の算式　各申出額×$\frac{①}{②}$－［③×$\frac{\text{各申出額}}{②}$］（原則円未満、端数切捨て）
※旅行業者営業保証金規則第11条第２項の規定により、還付の手続きに要した費用（上記③）については、大阪府知事に支払うこととする。

会社その他の公告

資本金の額の減少公告及び組織変更公告

当社は、資本金の額を五十三億七千八百三十五万円減少することにいたしました（以下「資本減少」といいます。）。
また、当社は、資本減少の効力発生を条件として、合同会社に組織変更することにいたしました。
この資本減少及び組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載日付　平成二十三年四月二十二日
掲載頁　五十六頁（号外第八十六号）
平成二十三年十一月二十一日
東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号
東京青山・青木・狛法律事務所
マッケンジー外国法事務弁護士事務所内
代表取締役　林　広明

解散公告

当社は、平成二十三年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年十一月二十一日
札幌市清田区里塚二条七丁目一番一号
株式会社北海道イエローハット
代表清算人　大川　廣樹

解散公告

当社は、平成二十三年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年十一月二十一日
札幌市南区澄川四条一丁目一番二二号
代表清算人　橘　佐藤　悟
代表取締役　井　洋貴
株式会社札幌イエローハット
代表清算人　大川　廣樹

解散公告

当社は、平成二十三年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年十一月二十一日
札幌市白石区本通七丁目南二番地
株式会社札幌イエローハット
代表清算人　大川　廣樹

解散公告

当社は、平成二十三年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年十一月二十一日
宮城県大崎市田尻大貫字遠田六四番地の三
有限会社萩工業
代表清算人　野口　嘉樹

解散公告

当社は、平成二十三年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十三年十一月二十一日
福島県郡山市菜根一丁目一四－一八
ＩＶＳ株式会社
代表清算人　荒木　紀歳